

第 1911 回 定例研究会報告要旨（1月21日）

## 農村の家族変容と継承

### 高崎市における「家族協定農家」 の事例より

（十文字学園女子大学）大友 由紀子

わが国の農業を営む単位は家族である。農家が経営体として存続していくには、あとつぎによる世代継承が不可欠である。本報告では、高度経済成長期に日本農業の構造的不況が深刻化する中、後継者対策として導入された「家族協定農業」の協定農家の事例から、都市化・産業化・サラリーマン化が進む時代において農業後継者はどのように確保され、経営者として育成されていったのか、そして今日、代替わりを迎えた彼らの後続世代はどのように確保されていくのか考察した。

1995年、農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長通達「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」が出され、翌96年には農地の所有名義をもたない女性農業者であっても家族経営協定を締結している限りにおいて農業者年金に加入できるようになった。以来、「家族経営協定」は主に女性農業者の役割評価のために全国的に普及推進されている。「家族協定農業」はその前身であり、経営主である父親と後継者である息子が契約を結ぶことで農家生活の民主化と農業経営の近代化を図り、農業後継者の地位を確保しようとするものである。1964年に、全国農業会議所が普及を開始し、1967年の農業後継者育成資金制度改定によって全国的に広がるが、1970年以降は農業者年金制度の経営移譲に置き換わり、廃れていった。だが、群馬県高崎市では、1966年から今日まで農業委員会の指導により「家族協定農業」が続けられている。

高崎市は北関東を代表する商業都市であり交通の要衝である。戦後、近郊農村の合併が

進み、高度経済成長期には市街地化によって農用地の粗放化が進展した。専業農家が激減する中で、当初は30歳未満の後継者がいる農家を対象に「家族協定農業」が導入された。その後は年齢にかかわらず後継者が定着した農家で協定が結ばれ、37年間に140世帯以上の農家が協定を締結した。高崎市の協定農家は、内容の変更如何にかかわらず毎年契約を更新する。協定農家数は、発足から10年は多い年もあれば少ない年もあって安定しないが、1977年からは毎年40から45の同一の世帯が協定を更新し、その多くでは経営を移譲した。今日の高崎市の農業は、この後継者（現経営主）たちが支えており、彼らは現在50歳台になっている。

協定農家の地理的分布をみると、高崎市内に13ある農業集落のほぼ三つの農業集落に集中しており、うち二つの農業集落に約6割の協定農家が集まっている。この二つの農業集落の協定農家には、70年代後半から80年代前半にかけて協同化集団を組織し、法人経営を開始した農家もある。「家族協定農業」は、個別農家の家族関係・農業経営の近代化を進めるのみならず、後継者たちの集落内の仲間づくり・ネットワーキングを補完する効果も大きかった。

「家族協定農業」の現経営主たちは、今まさに次世代への継承の時期にさしかかっている。営農資金の借入れから20年が経ち、借入金返済後の設備投資をどうするかという選択の時期にある。うまく後継者を確保できている協定農家の経営主は個人経営者タイプであり、後続世代の教育期段階から自家農業への定着を見越し、一戸一法人に向けた設備投資に踏み切っている。こうした法人経営では家族間の雇用契約は厳密に決められており、「家族協定農業」の高崎市域に限られたネットワークの意味も小さいと考えられる。